VII	
至者米县	
未 百亩 7	

営業種目 • 取扱品目表

営業種目・取扱品目 (営業種目は最大10種目まで登録可能です。)											
No.	営業種目 番号(4桁)	取 扱 品 目 番 号 (4 桁)									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

(営業種目・取扱品目欄の記入上の注意)

- 1 営業種目・取扱品目いずれも1マスに4桁の番号を記入すること。
- 2 「1物品の販売」、「2不用物品の買受け」は取扱品目の分類はないので、営業種目番号のみ記入すること。
- 3 「3委託・役務」、「4賃貸借」は営業種目番号と取扱品目番号の両方を記入すること。
- 4 営業種目は最大10種目まで登録することが可能。
- 5 営業種目・取扱品目は番号の小さい順に記入すること。
- 6 営業種目分類表で、営業種目・取扱品目登録上の要件欄に許可・免許・登録等の記載がある場合は、証明するものの提出が必要。